

※あくまでも現時点での案であり、今後変更になる可能性があります。

鴻巣市ホームスタート事業実施要綱 (案)

(目的)

第1条 この要綱は、育児不安等を抱えた妊婦又は乳幼児の保護者の家庭に対し、研修を受けた地域の子育てボランティアが訪問し、傾聴と協働による子育て支援（以下「支援活動」という。）を実施することにより、子育ての孤立を予防し、虐待などを未然に防ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オーガナイザー 妊婦又は乳幼児の保護者の育児不安の状況、乳幼児の発育状況、家庭の生活状況等を把握し、当該家庭に適した支援活動の計画及び調整を行うとともに、当該活動の目的及び効果を評価し、事業を総括する者をいう。
- (2) ホームビジター 支援活動を行うボランティアをいう。

(オーガナイザーの要件)

第3条 オーガナイザーは、その職務に係る知識及び技能を有するものとする。

(ホームビジターの要件)

第4条 ホームビジターは、子育て経験があり、心身共に健康で、事業の主旨を十分に理解し、ホームビジター養成講座を修了したものとする。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、鴻巣市とする。

- 2 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる者（以下「事業者」という。）に事業の全部又は、一部を委託することができるものとし、事業者は次に掲げる事業を行うものとする。

※あくまでも現時点での案であり、今後変更になる可能性があります。

- (1) オーガナイザー及びホームビジターの募集、登録及び管理に関すること。
- (2) オーガナイザー及びホームビジターの養成及び研修に関すること。
- (3) 利用希望者からの申込み受付に関すること。
- (4) ホームビジターの派遣決定から派遣終了までの事務に関すること。
- (5) 事業に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 事業に係る活動計画、報告等の作成及び提出に関すること。
- (7) 事業の広報に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(対象家庭)

第6条 事業の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、鴻巣市に住所を有し、身近に相談できる人がいないなど、支援を受けることが適当と判断される家庭とする。ただし、市長が特に必要と認める時は、この限りでない。

(事業内容)

第7条 事業は、対象家庭に対し、当該対象家庭の状況等に応じ、次に掲げる支援活動を行ものとする。

- (1) 育児不安等に対する傾聴及び助言
- (2) 近隣への買物及び公園、子育て支援拠点等への外出に付き添う支援
- (3) 食事の準備、洗濯、掃除等の家事を協働して行う支援
- (4) 乳幼児の世話その他育児に関することを協働して行う支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める支援

(支援回数及び時間)

第8条 事業の支援回数及び時間は、午前8時30分から午後4時30分までのうち、1対象家庭につき概ね1週間に1回とし、6回を限度とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

※あくまでも現時点での案であり、今後変更になる可能性があります。

2 支援活動を実施する時間は、1回の支援活動につき2時間程度とする。

(休業日)

第9条 事業の休業日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休業日に事業を行うことができる。

(費用負担)

第10条 利用者の費用負担は、無料とする。ただし、ホームビジターが生活必需品の買物、その他の有償の支援を行った際の費用や、移動のための公共交通機関等を利用した際の交通費等は、利用者が負担するものとする。

(記録の整備)

第11条 本事業の適正な実施を確保するため、事業に関する事項を記録し、実施年度の翌年度から起算して5年間保存しておくものとする。

(守秘義務)

第12条 事業に従事する者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た当該利用者及び利用者の家庭の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(虐待の通告等)

第13条 事業に従事する者は、虐待又は暴力を受けたと思われるこども又は保護者を発見した場合には、速やかに市長に通告し、当該こども又

※あくまでも現時点での案であり、今後変更になる可能性があります。

は保護者の状況の把握及び保護を図るための適切な措置を講じるため、必要な協力をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、事業の実施により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、速やかに市長に連絡するものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録しなければならない、

3 事業者は、事業の実施により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年〇月〇日から施行する。